

深谷市空家等対策計画（案）に皆さんのご意見を募集します

1 意見募集の趣旨

深谷市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「深谷市空家等対策計画」の策定作業を進めています。策定に当たっては、市民や有識者などで組織する委員会での議論や庁内対策会議で協議を重ね、このたび、素案がまとまりました。

つきましては、市民の皆さんからご意見を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続）を実施します。

2 意見募集の対象

深谷市空家等対策計画（案）

3 意見を提出することができるかた

市内に在住、在勤、または在学しているかた

4 意見募集期間

平成 29 年 12 月 14 日（木）から平成 30 年 1 月 10 日（水）必着

5 資料の閲覧場所

- ・市役所本庁舎 1 階 市政情報コーナー
 - ・各総合支所
 - ・各公民館
 - ・深谷市ホームページ
- （それぞれの閉庁日・休館日は除きます。）

6 意見の提出方法

別紙意見書に、住所、氏名、電話番号等を記載の上、持参、郵送、ファックス、または電子メールにより提出先へご提出ください。持参の場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをお願いします。

なお、電話での受付や窓口等での口頭での聞き取りは行いません。

（様式は、資料の閲覧場所に備え付け、及び市ホームページからダウンロードできます。）

■ 提出方法の詳細

提出方法	提出先
持 参	深谷市協働推進部自治振興課 市役所本庁舎2階（30 番窓口）
郵 送	〒366-8501 深谷市仲町 11 番 1 号 深谷市役所 自治振興課
ファックス	048-501-5222
電子メール	jiti@city.fukaya.saitama.jp

7 意見の取扱い

- 必須項目（住所・氏名等）の記入が無い場合は、意見として取り扱いません。また、意見に対する個別の回答は行いません。
- 意見を提出された方の個人情報は、この意見募集の目的外に使用しません。
- いただいた意見の概要および意見に対する市の考え方（回答）は、後日、市のホームページ及び、資料の閲覧場所にて、後日公開する予定です。
※類似意見は、とりまとめて取り扱います。
※いただいた意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公表することがあります。
※単に賛否だけを記載したもの、各施策に対する要望や趣旨の不明瞭な意見等は、市の考え方を示さないことがあります。

8 問い合わせ先

〒366-8501 深谷市仲町 11 番 1 号（市役所本庁舎2階）
深谷市協働推進部自治振興課
電話 048-574-8597（直通） FAX 048-501-5222
E-mail : jiti@city.fukaya.saitama.jp

9 意見書

別紙のとおり